

さいたま市告示第1450号

令和7年度さいたま市国民健康保険税納税義務者に係る居住実態等の現地調査委託業務（令和7年さいたま市告示第1440号）で告示した事項について、次のとおり訂正する。

令和 7年 9月 10日

さいたま市長 清水 勇 人

正	誤
<p>6 入札手続等 (1) 入札方法     <u>総価</u>で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>	<p>6 入札手続等 (1) 入札方法     <u>単価</u>で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>